

学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省令第一号)この命令は、公布の日から施行する。

別記様式（第五条関係）

記入様式(第九条第一項) (付)第1号の規定による登録の申請書類の用紙を示す。但し、(付)第1号の規定による登録の申請書類の用紙は、(付)第1号の規定による登録の申請書類の用紙を示す。																																					
表																																					
(付)第1号の規定による登録の申請書類の用紙																																					
<p>請求人(個人)の登録情報</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 5%;">姓</td> <td style="width: 15%;">名</td> <td style="width: 15%;">年齢</td> <td style="width: 15%;">性別</td> </tr> <tr> <td>姓</td> <td>名</td> <td>年齢</td> <td>性別</td> </tr> <tr> <td>姓</td> <td>名</td> <td>年齢</td> <td>性別</td> </tr> <tr> <td>姓</td> <td>名</td> <td>年齢</td> <td>性別</td> </tr> </table> <p>請求人(法人)の登録情報</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 5%;">登記番号</td> <td style="width: 15%;">登記名</td> <td style="width: 15%;">登記住所</td> <td style="width: 15%;">登記種別</td> <td style="width: 15%;">登記事由</td> </tr> <tr> <td>登記番号</td> <td>登記名</td> <td>登記住所</td> <td>登記種別</td> <td>登記事由</td> </tr> <tr> <td>登記番号</td> <td>登記名</td> <td>登記住所</td> <td>登記種別</td> <td>登記事由</td> </tr> <tr> <td>登記番号</td> <td>登記名</td> <td>登記住所</td> <td>登記種別</td> <td>登記事由</td> </tr> </table>		姓	名	年齢	性別	姓	名	年齢	性別	姓	名	年齢	性別	姓	名	年齢	性別	登記番号	登記名	登記住所	登記種別	登記事由	登記番号	登記名	登記住所	登記種別	登記事由	登記番号	登記名	登記住所	登記種別	登記事由	登記番号	登記名	登記住所	登記種別	登記事由
姓	名	年齢	性別																																		
姓	名	年齢	性別																																		
姓	名	年齢	性別																																		
姓	名	年齢	性別																																		
登記番号	登記名	登記住所	登記種別	登記事由																																	
登記番号	登記名	登記住所	登記種別	登記事由																																	
登記番号	登記名	登記住所	登記種別	登記事由																																	
登記番号	登記名	登記住所	登記種別	登記事由																																	
(付)第1号の規定による登録の申請書類の用紙																																					